

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大崎電気工業株式会社			コード	6644
提出日	2020/6/4	異動（予定）日	2020/6/4		
独立役員届出書の提出理由	説明記述内における取引内容等の更新のため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	高島 征二	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	笠井 伸啓	社外取締役	○													○		有
3	山本 滋彦	社外監査役	○													○	訂正・変更	有
4	北井 久美子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	高島征二氏は、株式会社協和エクシオの代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任して、現在同社名誉顧問に就任しております。同社は電気通信工事の大手企業であることから、当社が販売する電気機械器具、装置等を、顧客の指定により同社を通じて顧客に販売するなどして、少額の売上が発生する場合があり、2019年度は当社連結売上高比2%基準を大きく下回る0.5百万円の取引が発生しました。	高島征二氏は、長年に亘り上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験ならびに広範な知識と見識を有していることから、当社の経営全般に適切な助言をしていただけたものと判断し、社外取締役として選任したものです。属性情報として当社の取引先の出身者に該当するものの、その取引の内容は顧客の指定により発生する付随的な取引で、かつ金額も僅少か取引が発生しない年度もあります。このため、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものです。
2	該当ありません。	笠井伸啓氏は、長年に亘り計測事業の業務に携わり、当該分野で高い専門的な知識を有するほか、企業経営者としての経験もあることから、当社の経営全般に適切な助言をしていただけたものと判断し、社外取締役として選任したものです。また、同氏に関しては、属性情報として該当する事項もないことから、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものです。
3	該当ありません。	山本滋彦氏は、金融分野における高い見識と豊富な企業経営の経験を有していることから、当社の監査業務に活かしていただけたものと判断し、社外監査役として選任しました。同氏は過去に、当社取引先である野村證券株式会社の業務執行者として勤務しておりましたが、1998年3月に退任しており、同社の意向に影響される立場にはありません。また、同社グループとは、2019年度には企業年金委託、株式業務などの取引が発生しましたが、当社からの支払額は同社グループの連結収益合計比僅少金額（2百万円）であり、当社は同社グループの主要な取引先には該当しません。このため、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものです。
4	該当ありません。	北井久美子氏は、弁護士としての専門知識のほか、中央省庁等の要職を歴任した幅広い見識と、上場企業の社外取締役や社外監査役としての実績があり、当社の監査業務に活かしていただけたものと判断し、社外監査役として選任したものです。また、同氏に関しては、属性情報として該当する事項もないことから、東京証券取引所及び当社の独立性基準を満たし、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

当社は、東京証券取引所の独立性基準をふまえ、当社の「独立性基準」を策定し、当社ウェブサイトに掲載しています。
(https://www.osaki.co.jp/ja/esg/governance/c_governance/main/08/teaserItems1/01/linkList/0/link/Independent%20officers.pdf)

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。